

FAO「責任ある漁業のための行動規範」

1996年10月

水産庁海洋漁業部国際課

目 次

1. 責任ある漁業のための行動規範概要	1
2. 責任ある漁業のための行動規範仮訳	5
3. 責任ある漁業のための行動規範英文	41

1. 責任ある漁業のための行動規範概要

F A O 「責任ある漁業のための行動規範」

1. 作成経緯

(1) 国際的に合意された漁業資源の保存措置等を害するような無秩序・無責任な操業（便宜置籍、規制違反等）が問題化。

(2) 1992年5月にメキシコのカンクンにおいて「責任ある漁業に関する国際会議（略称カンクン会議）」が開催され、F A Oに「責任ある漁業のための行動規範」作成を要請。さらに、同年6月の国連環境開発会議（U N C E D）も責任ある漁業の励行を求めた「アジェンダ21」を採択。

(3) 1992年11月のF A O理事会において、F A Oによる行動規範の作成が承認され、作業グループを設置して協議。特に、便宜置籍による違法操業の規制を早期に実施すべく、拘束力を有する「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定（略称リフリング防止協定）」を優先的に作成（1993年11月のF A O総会で承認。現在批准のため開放中。我が国は未批准。）。

(4) 1995年10月31日、F A O総会において「責任ある漁業のための行動規範」が承認。

2. 規範概要

(1) 目的

漁業の重要性を認識し、資源の持続的利用の促進のための責任ある漁業体制を確立。

(2) 形式

法的拘束力を有さない自主的規範（リフッキング防止協定は拘束力あり）。公海、排他的経済水域及び内水面のすべての水域に適用。

(3) 主要項目

- ・ 一般原則（責任ある漁業のあり方について基本的な原則を列挙）
- ・ 漁業操業（適切な漁具、漁法等について）
- ・ 漁業管理（漁業管理のあり方等について）
- ・ 貿易及び漁獲後処理（適正な貿易、流通のあり方等について）
- ・ 養殖（適正な養殖の推進等について）

その他、「沿岸域管理」、「研究協力」等について規定。

(参考)

リフッキング防止協定の概要

- (1) 公海漁業に使用される船長24メートル以上の漁船に適用。
- (2) 旗国の義務及び協力を規定
 - ・ 自国漁船の国際的な保存措置遵守の確保
 - ・ 公海操業許可発給のための旗国の義務（旗国の許可を有さない公海操業の禁止、違反船への十分な罰則の設定等）
 - ・ 違反船等の情報交換
- (3) 25カ国の批准により発効（1996年末現在9カ国が批准。日本は未批准。）。

2. 責任ある漁業のための行動規範仮訳

責任ある漁業のための行動規範 (仮訳)

序論

- | | |
|------|-----------------|
| 第1条 | 規範の性質と範囲 |
| 第2条 | 規範の目的 |
| 第3条 | 他の国際的な枠組みとの関係 |
| 第4条 | 実施、モニタリング及び最新化 |
| 第5条 | 発展途上国の特別の要求 |
| 第6条 | 一般原則 |
| 第7条 | 漁業管理 |
| 第8条 | 漁業操業 |
| 第9条 | 養殖業の開発 |
| 第10条 | 漁業の沿岸地域管理への取り込み |
| 第11条 | 漁獲後の処理及び貿易 |
| 第12条 | 水産研究 |

序論

養殖を含む漁業は、現在及び将来の世代の世界中の人々にとって、食料、雇用、娯楽、貿易、経済的福祉の重要な源であり、責任ある方法で実施されるべきである。この規範は、生態系及び生物的多様性に妥当な配慮を払って、水生生物資源の有効な保存、管理及び開発を確保する目的を持って、責任ある慣行のための国際的な行動基準を設定するものである。この規範は、漁業の栄養的、経済的、社会的、環境的及び文化的な重要性並びに漁業セクターに関するすべての人々の関心を認識して作成されている。また規範は、資源の生物的特徴及びその環境並びに消費者及びその他のユーザーの関心を考慮する。各国及び漁業に関連する人々に規範を適用し実施することが奨励される。

第1条 規範の性質と範囲

1. 1 規範は自主的なものである。しかしながら、そのある部分は、1982年の海洋法に関する国際連合条約に反映される国際法の関連規則に基づいている。また、規範は、FAO総会決議15/93、第3項に従って、規範の不可分の部分を成す「公海上の漁船による国際的な保存管理措置の遵守を促進するための協定」のような、他の義務的な法的手段によって、締約国間で拘束力を有することとなるか、あるいは既に有している規定を含んでいる。

1. 2 規範は、範囲としては世界的であり、FAOのメンバー及び非メンバー、漁業団体、小地域、地域及び世界的な機関（政府間、非政府間を問わない。）
、漁業者のような漁業資源の保存及び漁業の管理、発展に関連する人々、魚類、漁業製品の加工、流通に従事する人々並びに他の漁業に関連する水生環境のユーザーに向けたものである。

1. 3 規範は、すべての漁業の保存、管理及び発展に適用される原理と基準を規定する。さらに規範は、漁獲、加工、魚類及び魚類製品の加工と貿易、漁業操業、養殖、漁業調査、漁業の沿岸域管理への統合もカバーする。

1. 4 この規範では、因に言及する場合は、その権能の範囲内でヨーロッパ共同体を含み、また漁業という用語は、漁獲漁業及び養殖業を含む。

第2条 規範の目的

規範の目的は以下の通りである。

- a) すべての関連する生物学的、技術的、経済的、社会的、環境的及び商業的な視点を考慮し、国際法の関連する規則に従って、責任ある漁業及び漁獲活動のための原則を確保すること。
- b) 責任ある漁業資源の保存並びに漁業管理及び開発に関し、各国の政策の改善と実施のための原則とクライテリアを確立すること。
- c) 各国が、責任ある漁業の実施のために必要な法的、制度的枠組みを設立し、または改良し、さらに適切な措置を設定し実施することを支援するための参考として供すること。
- d) 法的拘束力を有するあるいは自主的であるかを問わず、適切な場合、国際的な合意又は他の法的手段を形成し、実施する場合に利用し得るガイドを規定すること。
- e) 漁業資源の保存並びに漁業管理及び開発に関する技術的、財政的及びその他の協力を容易とし、促進すること。
- f) 地域共同体の栄養上の必要性に優先を置きつつ、食料安全保障に対する漁業の貢献を促進すること。
- g) 水生生物資源とその環境及び沿岸域の保護を促進すること
- h) 関連する国際法に従って水産物の貿易を促進し、そのような貿易に対する隠れた障害となる措置を回避すること。
- i) 漁業及び関連する生態系並びに環境上の要因に関する研究を促進すること
- j) 漁業セクターに関連するすべての人々の行動基準を規定すること

第3条 他の国際的な枠組みとの関係

3. 1 規範は、1982年の海洋法に関する国際連合条約に反映されるような国際法の関連原則に従って解釈され、また、適用される。規範は、国連海洋

法条約に反映されるような国際法の下における各国の権利、管轄権及び義務を害するものではない。

3. 2 規 範 は、また、以下により解釈され適用される。

- a) 「跨界性魚類資源及び高度回遊性魚種資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の関連規定の実施のための協定」の関連規定に従う。
- b) 加盟している国際合意に基づく各国の義務を含む、他の適用される国際法の原則に合致する。
- c) 1992年のカンクーン宣言、国連環境開発会議（UNCED）により採択された1992年の環境と開発に関するリオ宣言及びアジェンダ21、とりわけアジェンダ21の17章、並びに他の関連する宣言及び国際的な手段に配慮する。

第4条 実施、モニタリング及び最新化

4. 1 F A O のすべてのメンバー、非メンバー及び、漁業団体、関連する小地域、地域及び世界的な機関（政府間であるか非政府間であるかを問わない）並びに漁業資源の保存管理、利用及び魚類・魚類製品の貿易に関心を有するすべての者は、この規範の目的と原則の完成と実施のために協力すべきである。

4. 2 国際連合システム内の役割に従って、F A O は、規範の適用と実施状況及びその漁業への影響について監視し、これに従って事務局は、水産委員会（C O F I）に報告を行う。すべての国（F A O の加盟国、非加盟国を問わない）及び関連する国際機関（政府間、非政府間を問わない）は、その作業において、F A O 積極的に協力する。

4. 3 F A O は、漁業の発展及び規範の実施に関するC O F I への報告を考慮して、権能を有する機構を通じ、規範の修正を行うことができる。

4. 4 各国及び政府間、国際機関（政府間・非政府間を問わない）は、漁業に関連する者の間における規範の理解を促進すべきである。可能な場合、規範の自発的な受け入れと効果的な適用を促進するための機構を導入する。

第5条 発展途上国の特別の要求

5. 1 この規範の勧告を実施する上での発展途上国の能力が、妥当に配慮されるべきである。

5. 2 この規範の目的を達成し、かつ、その有効な実施を支援するため、関連する国際機関（政府間、非政府間を問わない）及び財政組織は、とりわけ最貧発展途上国及び小島嶼発展途上国を含む発展途上国の特別の状況と要求を十分に認識すべきである。各国、関連する政府間、非政府間機関及び財政組織は、開発途上国の必要性—とりわけ財政的・技術的支援、技術移転、訓練、科学的協力、自国漁業の発展及び公海漁業へのアクセスを含む公海漁業への参加を行うための能力の増強を含む—に対応する為の措置を採択するよう活動すべきである。

第6条 一般原則

6. 1 各国及び水生生物資源の利用者は、水生環境を保存すべきである。漁獲を行う権利は、水生生物資源の効果的な保存管理を確保するように責任ある方法で漁獲を行う義務と一体である。

6. 2 漁業管理は、食料安全保障、貧困の減少、持続的開発の観点から、現在及び将来の世代のために、漁業資源の質、多様性を十分に維持することを促進すべきである。管理措置は、対象種の保存のみならず、対象種と同一生態系に属する種、関連種、依存種の保存をも確保すべきである。

6. 3 各国は、乱獲及び過剰漁獲能力を防止し、漁獲努力量が、漁業資源の生産力及び持続的利用に見合うものとなることを確保すべきである。

6. 4 漁業についての保存管理上の決定は、伝統的な資源と生息域に関する知見、関連する環境上及び経済的社会上の要因を考慮しつつ、入手し得る最良の科学的証拠に基づき、なされるべきである。各国は、資源と生態系の相互関係を含む資源に関する科学的、技術的知見を改善するため、調査及びデータ収集を優先すべきである。また、多くの水生生態系の移動性を認識し、各国は、適当な場合、二国間及び多数国間の協力を促進する。

6. 5 各国、小地域及び地域漁業管理機関並びに取極は、水生生物資源を

保護し、水生環境を保持するために、入手し得る最良の科学的証拠を考慮し、水生生物資源の保存、管理及び利用に関し、広く予防的アプローチを適用すべきである。十分な科学的情報の欠如を対象種、関連種又は依存種及び非対象種並びにその環境を保存するための措置をとることを延期する又は履行しない理由とすべきではない。

6. 6 生物多様性を維持し、資源構造及び水生生態系を保存し、また魚類の品質を保護するために、選択性を有し、環境上安全な漁具及び漁法が開発され、適用されるべきである。適切に選択性を有し、かつ、環境上安全な漁具及び漁法が存在する場合には、これらが認められ、資源の保存管理措置の設定に当たって優先して取り上げられるべきである。各国及び水生生態系の利用者は、浪費、魚類及び非魚類を含む非対象種の漁獲並びに関連種及び依存種に与える影響を最少にすべきである。

6. 7 水産物の漁獲、取扱い、加工及び流通は、製品の栄養的価値、品質、安全性を維持し、浪費を削減し、さらに環境への影響を最小化する方向で行われるべきである。

6. 8 湿地帯、マングローブ、リーフ、ラグーン、幼魚成育場、産卵場のような海洋及び淡水生態系における最重要なすべての資源の生息域は保護され、可能な限り、かつ、必要な場合には、回復されるべきである。とりわけ、漁業資源の健全性、成育能力に脅威を与えるような破壊、劣化、及び他の人間の破壊活動に由来する重大な影響から、それらの生息域を保護することに努力が払われるべきである。

6. 9 各国は、資源の保存上の要求を含む漁業のための利益が、沿岸域の多面的利用の中において考慮され、かつ、沿岸域の管理、計画、開発に取り込まれることを確保すべきである。

6. 10 その能力の範囲内で、かつ、小地域又は地域漁業管理機関及び取極の枠組みを含む国際法に従って、各国は、保存管理措置の遵守と取締を確保し、また、適当な場合、漁船及び補助船の活動を追跡、コントロールするためのメカニズムを確立すべきである。

6. 11 漁船及び補助船に対し、当該国の旗を掲げることを許可した国は、この規範の適切な適用を確保するため、効果的に、これら船舶をコントロールすべきである。また、当該国は、その船舶の活動が国際法に従って、各国、小地域又は地域もしくは世界的なレベルで採択された保存管理措置の効果を害しないことを確保すべきである。さらに、当該国は、その旗を掲げる船舶が、漁獲活動に関連するデータの収集と提出についての義務を遂行することを確保すべきである。

6. 12 各国は、その能力の範囲内で、かつ、国際法に従って、漁業管理機関、国際的な合意、取極を通じ、小地域、地域及び世界レベルで、保存管理を促進するために協力し、責任ある漁業を確保し、さらに分布範囲全体での水生生物資源の効果的な保存及び保護を確保すべきである。その場合、国家管轄権の下にある水域とその外側の水域の間で、措置の一貫性が必要であることを考慮する。

6. 13 各国は、国内法及び規則で認められる限り、決定策定過程の透明性を確保し、さらに緊急事態に対するタイムリーな解決を達成すべきである。各国は、適当な手続きに従って、環境団体及びその他関心を有する団体が、漁業管理、利用、国際資金協力、国際援助に関する法律及び政策の決定を行う際に協議を受け、また、効果的に参加することを促進すべきである。

6. 14 魚類及び魚類製品の国際貿易は、WTO条約及びその他の関連する国際合意において確立された原則、権利及び義務に従って行われるべきである。また、各国は、魚類及び魚類製品の貿易に関する政策、プログラム及び慣行が、貿易障害、環境劣化又は栄養面を含む社会的悪影響につながらないことを確保すべきである。

6. 15 各国は紛争を防止するために協力すべきである。漁業活動及び漁業慣行に関するすべての紛争は、国際合意又は当事者間の合意に従って、タイムリーで、平和的、かつ、協力的に解決されるべきである。紛争が解決されるまで、関係国は、実際に有効な暫定取極を結ぶようあらゆる努力を払うべきである。ただし、その暫定取極は、紛争解決手続きの最終結果を害するものであってはならない。

6. 16 各国は、漁業者及び養殖業者が、その依存している資源の保存管理について理解することが極めて重要であることを認識し、教育、訓練を通じ、責任ある漁業に対する自覚を促進すべきである。また各国は、規範の実施を促進するため、漁業者及び養殖業者が政策形成及び実施過程に参画することを確保すべきである。

6. 17 各国は、漁業設備、装置及び漁業活動が、安全、健康、公正な労働及び生活条件を許容するののものであり、かつ、関連する国際機関により採択されている国際的に合意された基準に合致することを確保するべきである。

6. 18 各国は、沿岸小規模漁業及び小規模漁業の雇用、収入及び食料安全保障上の重要性を認識し、安全で公正な生活、適当な場合には、国家管轄権の下にある水域での伝統的な漁場及び資源への優先的なアクセスについて、漁業者、漁業労働者（とりわけ生存漁業、小規模漁業、沿岸小規模漁業に従事している人

々)の権利を適切に保護すべきである。

6.19 各国は、栽培漁業を含む養殖業を、収入、食料の多様化を促進する手法として検討すべきである。また、その際、各国は、資源が責任をもって利用され、環境、地域社会に対する悪影響が最小のものとなることを確保すべきである。

第7章 漁業管理

7.1 一般

7.1.1 各国及び漁業管理に従事する者は、適切な政策、法的・制度的枠組みを通じ、漁業資源の長期的な保存と持続的利用のための措置を採択すべきである。地域、国家、小地域あるいは地域のレベルを問わず、保存管理措置を入手可能な最良の科学的根拠に基づき、さらに、漁業資源を、その最適利用の目的を促進し、かつ、現在及び将来の世代における利用を維持するレベルに持続することを確保することを目的として決定すべきである。短期的な考え方が、これらの目的を害してはならない。

7.1.2 国家の管轄権の下にある水域内において、各国は、漁業資源の利用と管理に正当な関心を有する国内関係グループを認識し、責任ある漁業を達成するべく協力を得るため、これらのグループと協議するためのアレンジメントを設定するよう努めるべきである。

7.1.3 移動性の魚類資源、跨界性魚類資源及び高度回遊性魚類資源が2ヶ国以上の国により利用されている場合、関係国（跨界性魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関しては、関連する沿岸国を含む）は、効果的な資源の保存管理を確保するため、協力すべきである。適当な場合、これは2国間、小地域または地域的な漁業機関または取極を通じて達成されるべきである。

7.1.4 小地域もしくは地域的な漁業管理機関または取極は、当該資源がその管轄水域に存在する国の代表及び管轄外水域における漁業及び当該資源に真に関心を有する国の代表を含むべきである。小地域または地域的な漁業機関が存在し、保存管理措置を設定する権能を有する場合、これらの国々は、当該機関の加盟国となるか、取極に参加することによって協力し、かつ、その作業に積極的に参加すべきである。

7. 1. 5 小地域または地域漁業管理機関の非加盟国または小地域もしくは地域漁業管理取極の非参加国であっても、関連する国際合意及び国際法に従って、当該機関または取極により採択されている保存管理措置を実施することにより、関連漁業資源の保存・管理に協力する義務を免れ得ない。

7. 1. 6 政府間の及び非政府の関連する機関の代表は、機関の取極の手続きに従って、小地域または地域漁業管理機関または取極の会合にオブザーバーとして、あるいは適当な場合、他の立場で参加する機会が与えられるべきである。当該代表者は、そのアクセス手続きに従って、会合の記録及び報告にタイムリーにアクセスすることが認められるべきである。

7. 1. 7 各国は、その権能と能力の範囲内において、その保存・管理措置及び小地域、地域的な漁業管理機関または取極によって採択された措置の遵守を確保するため、漁業の監視、追跡、コントロール及び取締のための効果的なメカニズムを確立すべきである。

7. 1. 8 各国は、効果的な保存・管理措置を確保するための手段として、過剰漁獲能力を防止または根絶し、また、漁獲努力量の水準が漁業資源の持続的利用と見合うものとなることを確保すべきである。

7. 1. 9 各国並びに小地域または地域漁業管理機関及び取極は、漁業管理のメカニズム及び関連する決定過程に関連する透明性を確保すべきである。

7. 1. 10 各国並びに小地域または地域漁業管理機関及び取極は、保存・管理措置を公表し、また、その実施のための法律、規則及び他の法的ルールを有効に啓蒙すべきである。当該措置の基礎及び目的については、措置の適用を促進し、また、措置の実施についての支持を増大させるため、資源利用者に対し説明されるべきである。

7. 2 管理目的

7. 2. 1 漁業資源の長期にわたる持続的利用が、保存管理上の最優先の目的であることを認識し、各国、小地域または地域漁業管理機関及び取極は、環境上及び経済上の関連要因（開発途上国の特別の要求を含む）を勘案し、入手可能な最良の科学的根拠に基づき、最大持続生産量を実現することを可能とする水準に資源量を維持し、または、回復することを目的とする適切な措置を採択すべきである。

7.2.2 当該措置は、とりわけ以下を含むべきである。

- a) 過剰漁獲能力を回避し、資源の利用が経済的に見合うものであること、
- b) 漁業産業が活動している経済条件が、責任ある漁業の促進に見合うものであること、
- c) 生存漁業、小規模漁業及び沿岸小規模漁業を含む漁業者の利益が考慮されること、
- d) 水生生息域及び生態系の多様性が保存され、また、絶滅の危機にある種が保存されること、
- e) 枯渇した資源の回復が進められ、また、適当な場合には、積極的に保護されること、
- f) 人間の活動による環境への悪影響が評価され、適当な場合には、是正されること、及び、
- g) 汚染、浪費、投棄、流失または廃棄された漁具による漁獲、魚類及び魚類以外の種両方を含む非対象種の漁獲並びに関連種、依存種に対する影響が、可能な場合には、選択的で、環境上安全であり、かつ、費用対効果の高い漁具の開発と使用を通じ、最小化されること。

7.2.3 各国は、環境要因の対象種及び同一生態系に属する種あるいは主対象種の関連種または依存種に対する影響を評価し、さらに、生態系における種間の関係も評価すべきである。

7.3 管理の枠組み及び手続

7.3.1 漁業管理を効果的なものとするため、管理は分布範囲全体にわたる資源の単位全体に関するものであり、また、当該水域において、従前に合意され、設定され、適用されていた管理措置、資源の全ての死亡、生物学的一体性及び他の生物学的特性を考慮したものとするべきである。入手可能な最良の科学的証拠が、特に、資源の分布範囲及びその生活史を通じて回避する範囲を決定するために利用されるべきである。

7. 3. 2 移動性魚類資源、跨界性魚類資源、高度回遊性魚類資源を保存・管理するため、その能力に従って、関連する国、適当な場合には、小地域、地域漁業管理機関及び取極によって当該資源に対し設定される保存・管理措置は、一貫性のあるものとすべきである。一貫性は、関係国の権利、能力及び関心に沿って達成されるべきである。

7. 3. 3 長期的な管理目標は、漁業管理計画または他の管理の枠組みとして形成される管理行動に移される。

7. 3. 4 各国、適当な場合、小地域または地域漁業管理機関及び取極は、情報収集・交換、資源調査、管理、利用を含む漁業資源に関連する全ての事項についての国際的な協力及び調整を発展させ、促進すべきである。

7. 3. 5 生物資源に関し権能を有する非漁業機関を通じ、何らかの行動をとることを意図する如何なる国も、そのような行動が権能ある小地域もしくは地域漁業機関または取極により既に実施されている保存・管理措置に重大な影響を及ぼし得る場合には、可能な限り、行動をとる前に当該漁業機関または取極と協議し、さらにその見解を考慮すべきである。

7. 4 データ収集及び管理上の勧告

7. 4. 1 保存・管理措置の採択を検討する場合、漁業資源の現状及び提案されている措置の資源に対する影響を評価するため、入手可能な最良の科学的証拠が考慮されるべきである。

7. 4. 2 資源の保存・管理措置を支援する調査が促進されるべきである。当該調査は、資源、気象の影響、環境上及び社会経済上の要因が含まれる。当該調査の結果は、関心を有するグループに提供されるべきである。

7. 4. 3 漁業の合理化を目的とする代替管理方策—とりわけ、過剰漁獲能力及び過剰な漁獲努力量の水準に関する方策—についての経費、利益及び効果についての理解を促進するための研究が促進されるべきである。

7. 4. 4 各国は、統計的に健全な分析が可能となるよう、タイムリー、完全、かつ、信頼し得る漁獲量及び漁獲努力量に関する十分詳細な統計が、国際的な基準及び慣行に従って収集され、保持されることを確保すべきである。

7. 4. 5 資源の持続的な管理を確保し、また、社会経済的な目的の達成

を可能ならしめるために、社会的、経済的及び制度的な要因に関する十分な知見がデータ収集、分析、調査を通じて獲得されるべきである。

7. 4. 6 各国は、小地域または地域漁業管理機関もしくは取極により取り扱われている魚種に関連する漁業データ及びその他の科学的データを合意された形式で編集し、当該データを、当該機関または取極に対して、時宜を得た方法で、提供すべきである。1ヶ国以上の国の管轄権の下にある水域に存在する資源について、機関または取極が存在しない場合、関係国はデータの編集、交換に関する協力のメカニズムを合意すべきである。

7. 4. 7 小地域又は地域漁業管理機関もしくは取極は、データを編集し、かつ、当該データを秘密保持のための必要条件に従って、時宜を得た方法及び合意された手続きに則り、当該機関のメンバー及び他の関心を有する全ての国が利用できるようにしなければならない。

7. 5 予防的アプローチ

7. 5. 1 各国は、水生生物資源の保護及び海洋環境の保全のために水生生物資源の保存・管理及び利用に関し、広く予防的アプローチを適用すべきである。十分な科学的情報の欠如を保存・管理措置の採用の延期または不履行の理由としてはならない。

7. 5. 2 予防的アプローチを実施するに当たって、各国は、とりわけ、資源の規模と生産力に関連する不確実性、管理基準値、当該基準値に照らした資源状態、漁獲死亡率のレベルと分布、非漁獲対象種及び関連または依存種に対する漁業活動（投棄を含む）の影響、並びに海洋、環境及び社会経済的条件を考慮に入れるべきである。

7. 5. 3 各国及び小地域または地域漁業管理機関及び取極は、入手し得る最良の科学的証拠に基づき、とりわけ、以下を決定すべきである。

a) 資源別の目標基準値及びこれを超えた場合にとられる措置

b) 資源別の限界基準値及び同時にこれを超えた場合にとられる措置。限界基準値に接近した場合、これを超えないことを確保するための措置がとられるべきである。

7. 5. 4 新規または開発段階にある漁業については、各国は、出来る限

り速やかに、用心深い保存・管理措置を設定すべきであり、その措置には、とりわけ、漁獲制限及び漁獲努力量制限が含まれる。当該措置は、当該資源の長期的な持続性に対する漁業の影響の評価を可能とするに足る十分なデータが得られるまで実施されなければならない、その影響評価が可能となった時点においては、当該評価に基づく保存・管理措置が実施されるべきである。その保存・管理措置は、適当な場合には漸進的な漁業開発を認めるべきである。

7. 5. 5 自然現象が水生生物資源の状態に重大な悪影響を及ぼす場合には、各国は、漁業活動がそのような悪影響を増幅させることにならないことを確保するため、緊急に保存・管理措置を採択すべきである。各国は、また、漁獲活動が当該資源の持続性に重大な脅威となっている場合においても、緊急の措置を採択すべきである。当該緊急措置は一時的なものであり、かつ、入手可能な最良の科学的証拠に基づくものとすべきである。

7. 6 管理措置

7. 6. 1 各国は、漁業許可の水準が漁業資源の状況に見合うものとなることを確保すべきである。

7. 6. 2 各国は、公海上では国際法に従って、また、国家の管轄下にある水域内では国内法に従って、操業の許可を受けない場合、いかなる漁船の操業も許されない措置を確保すべきである。

7. 6. 3 過剰漁獲能力が存在する場合、漁業者が、責任ある漁業を促進するような経済的条件下で活動することを確保するため、漁獲能力を、資源の持続的な利用と見合うレベルまで削減するためのメカニズムが確立されるべきである。当該メカニズムは漁船の能力のモニターを含むべきである。

7. 6. 4 既存のすべての漁具、漁法及び漁業慣行の性能が調査され、責任ある漁業に合致しない漁具、漁法及び漁業慣行は、中止され、他の受け入れ可能なものに代替させる措置がとられるべきである。その過程において、漁業共同体の資源利用の能力を含め、漁業共同体への影響に対し、特別の注意が置かれるべきである。

7. 6. 5 各国、漁業管理機関及び取極は、相違する漁船、漁具、漁法を使用している漁業者間の紛争を回避するような漁業の規制を行うべきである。

7. 6. 6 漁業資源の利用、保存及び管理に関する決定を行う場合には、

国内法及び規則に従って、伝統的な漁業慣行、生計を漁業資源に深く依存している原住民及び漁業共同体の必要性並びに関心に適切な認識が払われるべきである。

7. 6. 7 代替的な保存管理措置を評価するに当たっては、その対費用効果及び社会的影響が検討されるべきである。

7. 6. 8 保存管理措置の効力及びその相互作用が常に評価されるべきである。

7. 6. 9 各国は、汚染、浪費、投棄、紛失、投棄漁具に漁獲及び非漁獲対象種（魚類及び非魚類を含む。）の捕獲及び漁獲対象資源に関連若しくはそれに依存している種、とりわけ、絶滅の恐れがある種への影響を最小限にするための適切な措置をとるべきである。適当な場合、それらの措置は、漁獲サイズ、漁具、投棄、禁漁期及び特定の漁業（とりわけ沿岸小規模漁業）のために留保される漁場に関する技術的な措置を含むことができる。当該措置は、適切な場合、幼魚、又は産卵親魚の保護にも適用すべきである。各国、小地域又は地域漁業管理機関及び取極は、可能な限り、選択性を有し、環境に安全で、かつ、対費用効果の高い漁具、技術の開発と使用を促進すべきである。

7. 6. 10 各国、小地域及び地域漁業管理機関及び取極は、その権能の及ぶ範囲内において、涸渇した資源又は涸渇する恐れがある資源について、その持続的な回復を促進するための措置を導入すべきである。また、資源及び他の人的活動により悪影響を受けているその生息域を保護することを確保することにあらゆる努力を払うべきである。

7.7 実施

7. 7. 1 各国は、地域的に、又は適切な場合には、国家レベルで、資源の保存及び漁業の管理のために、効果的な法的及び行政的枠組みが確立されることを確保すべきである。

7. 7. 2 各国は、法律、規則が、実施されている保存管理措置を遵守しない場合、漁獲を行う許可を拒否、撤回あるいは停止することを認める制裁を含め、違反に対して十分に厳しい制裁を規定していることを確保すべきである。

7. 7. 3 各国は、国内法に従って、適当な場合、オブザーバープログラム、検査制度、漁船追跡システムを含む、追跡、規制、監視及び法律実施措置を実施すべきである。当該措置は、小地域又は地域漁業管理機関及び取極の合意さ

れた手続きに従って、当該機関、取極によって促進され、また、適当な場合実施されるべきである。

7. 7. 4 各国、小地域又は地域漁業管理機関及び取極は、適当な場合、当該機関の活動のための財源拠出方法について合意すべきである。その場合、特に漁業より得られる相対的な利益、財政的拠出、その他の拠出を行うための各国の財力差に留意すべきである。適当、かつ、可能な場合、当該機関及び取極は、資源の保存・管理及び研究の経費をまかなうことを目的とすべきである。

7. 7. 5 小地域又は地域漁業管理機関若しくは取極に加盟又は参加している国は当該機関又は取極によって設立された保存管理措置の効果を減殺する活動を行っている非加盟国又は非参加国の漁船の活動を抑制するため、当該機関又は取極の枠組みにおいて採択され、かつ、国際法に合致した国際的な合意措置を実施すべきである。

7. 8 金融機関

7. 8. 1 各国は、銀行、金融機関が資金貸付又は抵当の条件として、漁船又は補助船を、利益を受ける国以外の国の管轄下に船籍移動させることを要求し、この要求が国際的な保存管理措置の不履行を増大させる影響があると考えられる場合には、当該銀行、金融機関に対し、そのような要求を行わないよう求めるべきである。ただし、このことは、関連する国際合意を害するものではない。

第8条 漁業操業

8. 1 国家の義務

8. 1. 1 各国は、自国の管轄権の下にある水域内では、その許可を受けた漁業のみが操業されることが及びそれらの操業が責任ある方法で行われることを確保すべきである。

8. 1. 2 各国は、自国が発給した全ての操業許可の記録を維持し、また、定期的に更新すべきである。

8. 1. 3 各国は、公に認められた国際基準に従って、自国が許可した全ての漁業操業の統計データを維持し、また、定期的に更新すべきである。

8. 1. 4 各国は、国際法に従い、また、小地域又は地域漁業管理機関もしくは取極の枠組みの範囲内で、自国の管轄権の下にある水域の外側の水域における漁業操業及び関連する活動に対し適用する監視、追跡、コントロール及び取締システムの設定に協力すべきである。

8. 1. 5 各国は、漁業操業に従事する全ての者に対し、健康・安全基準を確保すべきである。当該基準は、労働条件に関する関連国際協定の最低必要条件以下であってはならない。

8. 1. 6 各国は、個別に、他国あるいは適当な国際機関とともに、漁業操業を海洋捜索・救助システムに取り組むための取極を策定すべきである。

8. 1. 7 各国は、教育、トレーニング・プログラムを通じ、漁業者の教育、能力及び、適当な場合には、職業資格を拡充すべきである。当該プログラムは公に合意された国際基準及びガイドラインを考慮に入れるべきである。

8. 1. 8 各国は、適当な方法により、可能な場合には、自国の法律に従って、適格証明を含む業務及び資格についての情報を含む漁業者記録を保持すべきである。

8. 1. 9 各国は、漁船操業に関し違反を犯した漁労長あるいは他の士官に対し適用される措置に関しては、特に、漁船の漁労長あるいは士官として勤務する許可を拒否、却下あるいは停止し得る規定が含まれることを確保すべきである。

8. 1. 10 各国は、関連する国際機関の支援により、教育及びトレーニングを通じ、漁業操業に従事する者全てに、この規範の重要規定及び関連国際条約の規定、責任ある漁業操業を確保するうえで必須となる環境基準及びその他の基準についての情報を周知することを確保するよう努力すべきである。

8. 2 旗国の義務

8. 2. 1 旗国は、その旗を掲げる資格を与え、漁業への使用を許可した漁船の記録を保持し、当該記録には船舶の情報、所有関係及び操業許可を記すべきである。

8. 2. 2 旗国は、その旗を掲げる資格を与えた漁船が、登録証明の発給

を受け、然るべき当局により操業許可を受けない限り、公海上あるいは他国の管轄権の下にある水域において操業を行わないことを確保すべきである。当該漁船は、当該登録証明及び操業許可を船上に保持すべきである。

8. 2. 3 公海上あるいは旗国以外の管轄権の下にある水域での操業を許可された漁船は、FAO「漁船の表示及び漁船識別のための標準仕様及びガイド・ライン」のような統一的、かつ、国際的に認識可能な漁船表示システムに従って表示されるべきである。

8. 2. 4 漁具は、その所有者を識別するために、国内法に従って表示されるべきである。漁具標識を要求するに当たっては、統一的、かつ、国際的に認識可能な漁具標識システムを考慮すべきである。

8. 2. 5 旗国は、国際条約、国際的に合意された実施規範及び自発的なガイドラインに従って、漁船及び漁業者の適切な安全基準の遵守を確保すべきである。各国は当該国際条約、実施規範あるいは自発的なガイドラインによりカバーされていない全ての小型船舶のための適切な安全基準を採択すべきである。

8. 2. 6 「公海上の漁船による国際的な保存管理措置の遵守の促進のための協定」の非加盟国に対し、当該協定を受諾し、かつ、当該協定の規定に一致した法律及び規制を採択するよう奨励すべきである。

8. 2. 7 旗国は、その旗を掲げる資格を有する漁船が、適用される保存・管理措置に違反していること（適当な場合には国内措置に対して違反していることを含む。）を発見した際には、取締措置をとるべきである。違反への制裁は、効果的に遵守を確保し、かつ、如何なる水域においても違反を抑止するに足る十分な厳しさを有し、さらに違反者から違法活動により得られる利益を剥奪するものとすべきである。当該制裁は、重大な違反に対しては、漁業許可の拒否、却下あるいは停止を含み得る。

8. 2. 8 旗国は、漁船の所有者及び用船契約者による保険の契約を促進すべきである。漁船の所有者あるいは用船契約者は、当該船舶の船員及び財産を保護し、第三者への損害を賠償し、そして、自己の財産を保護し得るに十分な保険に加入すべきである。

8. 2. 9 旗国は、「1987年の船員帰還条約（改訂版）（166号）」に規定された原則を考慮して、船員の本国帰還の資格を確保すべきである。

8. 2. 10 漁船あるいは漁船上の人の事故の際には、当該漁船の旗国は、当該事故に遭遇した船上の全ての外国人の国籍国に当該事故の詳細を提供すべき

である。また、当該情報は、可能な場合には、国際海事機関にも通報されるべきである。

8. 3 入港国の義務

8. 3. 1 入港国は、その国内法に規定された手続を通じ、また、適用可能な国際協定あるいは取極を含む国際法に従って、この規範の目的の達成のために、及び他国の達成を援助するために必要な措置をとるとともに、この目的のために設定した規則及び措置の詳細を他国に知らしめるべきである。当該措置をとる場合には、入港国は、如何なる国の船舶も、形式的にも実質的にも差別すべきではない。

8. 3. 2 入港国は、その国内法及び国際法に従って、漁船が自発的に入港国の港内あるいは沖合のターミナルに停泊中で、かつ、当該船舶の旗国が入港国に対し、当該船舶の小地域的、地域的又は世界的な保存管理措置あるいは国際的に合意された汚染防止及び漁船上の作業の安全、健康及び条件を定める最低基準の非遵守について（の確認のための）援助を求める場合に、適切な援助を提供すべきである。

8. 4 漁業操業

8. 4. 1 各国は、人間の生命の安全及び国際海事機関の海上の衝突防止のための国際規制、並びに国際海事機関の定める海上交通、海洋環境の保護及び漁具の損傷あるいは損失の防止に関する要件に正当な注意を払いつつ、漁業操業が行われることを確保すべきである。

8. 4. 2 各国は、ダイナマイト使用、毒薬使用及びその他の破壊的漁業を禁じるべきである。

8. 4. 3 各国は、漁業操業、保持する魚種及び魚以外の種及び、投棄魚に関しては、適切な漁業管理機関により決定された資源管理のための必要な情報についての書類を収集し、系統的な方法により、当該機関に提出する事を確保すべきである。

8. 4. 4 各国は、経済状況を考慮しつつ、保持した漁獲物の最適利用と取扱いのための適切な技術を奨励すべきである。

8. 4. 5 各国は、企業からの適切なグループとともに、投棄魚を削減する技術及び操業方法の発展と採択を励行すべきである。漁獲物の投棄につながる漁具及び操業を抑止し、混獲回避魚の生存率を高める漁具及び操業を奨励すべきである。

8. 4. 6 各国は、漁具の損失、損失あるいは投棄漁具によるゴースト・フィッシングの影響を低減する技術、材質及び操業方法を発展し、適用するよう協力すべきである。

8. 4. 7 各国は、水域への新しい漁具、漁法及び操業を商業的規模で導入する前に、生息地攪乱の因果関係の評価を行うことを確保すべきである。

8. 4. 8 漁具の環境的社会的影響及び、特に、当該漁具の生物的多様性及び沿岸漁業共同体への影響についての調査を促進すべきである。

8. 5 漁具選択性

8. 5. 1 各国は、浪費、投棄、魚類及び魚類以外の非対象種の漁獲、及び関連種または依存種への影響の最小化を図るために、漁具、漁法及び操業は、可能な限り、十分な選択性を有していること、また、関連規則の意図が何らかの技術的手法によりないがしろにされることがないことを求めるべきである。これに関連して、漁業者は選択的漁具及び漁法の開発に協力すべきである。各国は、新規開発及び命令についての情報が全ての漁業者により利用されることを確保すべきである。

8. 5. 2 選択性を改善するために、各国は、法律と規則を制定する際には、企業が採用可能な選択的漁具、漁法及び戦略の範囲を考慮に入れるべきである。

8. 5. 3 各国及び適当な研究機関は、漁具選択性、漁法及び戦略についての標準的な方法の開発に協力すべきである。

8. 5. 4 漁具選択性、漁法及び戦略のための調査プログラム及び当該調査プログラムの結果の公報及び技術移転についての協力が奨励されるべきである。

8. 6 エネルギーの最適化

8. 6. 1 各国は、漁業部門内の、漁獲及び漁獲後処理活動におけるエネルギーのより効率的な使用につながる適当な基準及びガイドラインの開発を促進すべきである。

8. 6. 2 各国は、漁業部門内におけるエネルギー最適化に関連する技術の開発と移転を促進し、特に、所有者、用船契約者及び漁船管理者が当該船舶にエネルギー最適化装置を装着することを奨励すべきである。

8. 7 水生環境の保護

8. 7. 1 各国は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（MARPOL 73/78：マルポール条約）に基づく法律及び規則の導入を行うべきである。

8. 7. 2 漁船の所有者、用船契約者及び管理者は、自己の船舶にマルポール条約に求められている適切な装置を装着されていることを確保し、通常の船舶活動中に生ずる廃物及び船上廃棄物の処理のために、一定の大きさの船舶には船上圧縮機あるいは焼却炉を登載することを検討すべきである。

8. 7. 3 漁船の所有者、用船契約者及び管理者は、適切な準備により、潜在的に廃物となるものの積み込みを最小化すべきである。

8. 7. 4 漁船の船員は、廃物の排出がマルポール条約に定められたレベルを越えないことを確保するために、適切な船上処置に精通しているべきである。当該処置は、最低条件として、油分を含んだゴミの廃棄及び船上廃物の取扱いと貯蔵を含むべきである。

8. 8 大気の保護

8. 8. 1 各国は、廃棄ガスの排出時の危険物質の削減のための規定を含む適当な基準及びガイドラインを採択すべきである。

8. 8. 2 漁船の所有者、用船契約者及び管理者は自己の船舶がオゾンを減少させる物質の排出を削減するための装置を装着することを確保すべきである。

責任者たる漁船員は、船上装置の適切な作動及び保守に精通しているべきである。

8. 8. 3 権限ある当局は、漁船の冷蔵システムにおけるフロン化合物（CFCs）及びその遷移物質である塩化水素化フッ素化炭素化合物（HCFCs）の段階的な使用禁止のための規定を設けるべきであり、造船業界及び漁業産業に従事する業界に当該規定を周知徹底させ、遵守させるべきである。

8. 8. 4 漁船の所有者または管理者は、フロン及び塩化水素化フッ素化炭素化合物の代替冷却材及び消化装置中のハロンの代替物を現存の船舶に導入するための適切な行動をとるべきである。当該代替物は、全ての新造船の、仕様に取り込まれるべきである。

8. 8. 5 各国並びに漁船の所有者、用船契約者及び管理者、並びに漁業者は、フロン、塩化水素化フッ素化炭素化合物及びハロンの廃棄のための国際的なガイドラインに従うべきである。

8. 9 漁船のための港湾及び荷揚げ場

8. 9. 1 各国は、港湾及び荷揚げ場の設計及び建設に際して、特に、以下を考慮にいれるべきである

- a) 漁船のための安全な停泊所及び船舶及び売買業者のためのサービス施設を準備する；
- b) 適切な淡水供給及び衛生施設が供給されるべきである；
- c) 廃油、油分を含む汚水及び漁具を含む廃棄物処理システムを導入すべきである；
- d) 漁業活動及び外的要因により生ずる汚染は最小化されるべきである；及び、
- e) 侵食及び砂泥堆積の影響を減ずる措置を講ずるべきである。

8. 9. 2 各国は、漁船のための港湾建設地の選択と改善に関し、沿岸漁業管理についての責任を有する当局間での協議を可能とする、制度的な枠組みを設立すべきである。

8. 1 0 建造物及びその他の建材の廃棄

8. 10. 1 国際海事機関が発行した不要となった沿岸建造物の除去に関する基準及びガイドラインが守られることを確保すべきである。各国は、関連当局が建造物及びその他の建材の廃棄についての決断を下す前に、漁業当局に相談することも確保すべきである。

8. 1 1 人口魚礁及び集魚装置

8. 11. 1 各国は、適当な場合には、安全航行に十分な注意を払い、海床上または海面上に設置された人工建造物の使用により、資源増加及び漁業機会の拡充のための政策を発展すべきである。海洋生物及び環境への影響を含む、当該建造物の研究を促進すべきである。

8. 11. 2 各国は、人工魚礁の構築に際して用いられる材料の選択の際に、及び、当該人工魚礁の地理的位置を選択する際には、環境及び安全航行に関する適切な国際条約の規定に従うべきである。

8. 11. 3 各国は、沿岸域管理計画の枠組み内において、人工魚礁及び集魚装置の管理システムを設定すべきである。当該管理システムには、当該魚礁及び装置の建設及び設置のための許可が必要であるべきであり、沿岸小規模漁業者及び生存漁業者を含む漁業者の利益を考慮に入れるべきである。

8. 11. 4 各国は、地図作成上の記録及び航海目的の海図の保守に責任を有する当局、適切な環境当局に、人工魚礁及び集魚装置の設置及び撤去前に、通知されることを確保すべきである。

第9条 養殖業の開発

9. 1 各国の管轄権下の水域における栽培漁業 (culture-based fisheries) を含む養殖業の責任ある開発

9. 1. 1 各国は、責任ある漁業の発展を促進する適切な法的及び行政的枠組みを設立し、維持し、発展すべきである。

9. 1. 2 各国は、養殖業の責任ある開発及び管理を促進すべきであり、そこには、入手可能な最良の科学的情報に基づく、養殖業の開発が遺伝的多様性

及び生態系の統合性に与える影響についての先進的な評価が含まれるべきである。

9. 1. 3 各国は、養殖業の開発が生態学的に維持可能であることを確保するため、及び養殖業とそのほかの活動により共有される資源の合理的な利用を可能とするため、必要に応じて、養殖業開発戦略及び計画を作成し、定期的にアップデートすべきである。

9. 1. 4 各国は、養殖業の開発が地域共同体の生計及び彼らの漁場へのアクセスに悪影響を及ぼさないことを確保しなければならない。

9. 1. 5 各国は、導水、土地利用、廃水の排出、薬品及び科学物質の使用、並びにその他の養殖業の活動により生ずる生態系の悪化及びそれに関連した社会経済的結果を最小化することを目的に、適切な環境評価及び監視を実施するために養殖業に固有の効果的な手続を確立すべきである。

9. 2 複数の水圏に越境する生態系内の栽培漁業を含む養殖業の責任ある開発

9. 2. 1 各国は、自国の管轄権の下にある水域内の責任ある養殖業の実施を支持し、持続可能な養殖業の実施の促進につき協力することにより、複数の水圏に越境する生態系を保護すべきである。

9. 2. 2 各国は、近隣諸国に十分な注意を払い、国際法に従って、責任をもって、対象種、事業地を設定し、また、複数の水圏に越境する生態系に影響を及ぼし得る養殖活動の管理を確保すべきである。

9. 2. 3 各国は、適当な方法で、複数の水圏に越境する生態系に外来種を導入する前に、近隣各国に相談すべきである。

9. 2. 4 各国は、国内的、小地域的、地域的及び地球的レベルで養殖業の発展のための計画についての協力を促進するために、各国の養殖活動に関連するデータを収集、共有及び配布するためのデータベース及び情報ネットワーク等の適切なメカニズムを設立すべきである。

9. 2. 5 各国は、必要な場合には、養殖に供されたインプットの影響を監視するために適切なメカニズムの開発に協力すべきである。

9. 3 栽培漁業を含む養殖業を目的とした水圏遺伝資源の利用

9. 3. 1 各国は、適切な管理により、遺伝的多様性を保全し、水圏コミュニティ及び生態系の統合性を維持する。特に、栽培漁業を含む養殖業に利用される人工種あるいは遺伝的変異資源の導入に際して、特に、当該非天然種または遺伝的変異資源が当該種の起源である国の管轄権の下にある水域のほか、他国の管轄権の下にある水域に拡散する十分な可能性がある場合には、有害な影響を最小化するために努力が払われるべきである。各国は、可能な場合には常に、有害な遺伝的変異及び天然資源への逃避養殖魚の影響を最小化する手続を促進すべきである。

9. 3. 2 各国は、水生生物の導入及び転移のための国際的な実施規範及び手続きの作成、採択及び実施に協力すべきである。

9. 3. 3 各国は、野生及び養殖資源への疾病の転移並びにその他の悪影響を最小化するために、血縁系群の遺伝的改良、非天然種の導入、並びに卵、稚仔魚もしくは幼魚、血縁系群資源またはその他の生体素材の生産、販売及び輸送に際して、適切な実施方法の採択を励行すべきである。各国は、このために、適切な自国の実施規範の準備、採択を促進すべきである。

9. 3. 4 各国は、血縁系群資源の選別並びに卵、稚仔魚及び幼魚の生産のための適切な手続きの応用を促進すべきである。

9. 3. 5 各国は、適当な場合には、絶滅に瀕している種の遺伝的多様性を保全することの重用性を考慮しつつ、当該資源を保護、回復及び増殖するための研究を促進し、かつ可能な場合には、養殖技術を開発すべきである。

9. 4 生産段階における責任ある養殖業

9. 4. 1 各国は、地域共同体、生産者団体及び養殖漁業者を支援しつつ、責任ある養殖業の実施を励行すべきである。

9. 4. 2 各国は、責任ある養殖業管理の実施方法の開発に養殖業者及びその共同体が積極的に参加することを促進すべきである。

9. 4. 3 各国は、適切な餌料、餌料添加物及び下肥を含む肥料の使用及び選択を改善する努力を促進すべきである。

9. 4. 4 各国は、望ましい衛生管理措置及びワクチンの使用により、効果的な養殖場及び養殖魚の健康管理の実施を促進すべきである。治療物質、ワクチン、ホルモン及び薬品、抗生物質並びにその他の疾病治療科学物質については、安全で、効果的、かつ、最小の使用がおこなわれることを確保すべきである。

9. 4. 5 各国は、人類及び環境に危険な科学物質の養殖への投与を規制すべきである。

9. 4. 6 各国は、残さい、泥さい、病死魚、過剰な治療薬及びその他の危険な科学投与物質が人類及び環境に危険を及ぼさないことを要求すべきである。

9. 4. 7 各国は、養殖産物の食品安全性を確保し、漁獲、現場加工、並びに生産物の保存及び輸送時に特別な注意を払い、生産物の品質維持及びその価値の改善をはかる努力を促進すべきである。

第10条 漁業の沿岸地域管理への取り込み

10. 1 制度的枠組み

10. 1. 1 各国は、沿岸域の生態系が脆弱であること並びにそこに生息する天然資源が有限であること及び沿岸地域の社会が当該資源を必要としていることを考慮にいれ、当該資源の持続的かつ総合的な利用を図るために、適切な政策的、法的、制度的枠組みを採用することを確保すべきである。

10. 1. 2 沿岸域の多様な利用を念頭に、各国は、漁業部門及び漁村社会の代表が意思決定の過程で協議を受け、沿岸域の管理計画及び発展に関連するその他の活動に参画することを確保すべきである。

10. 1. 3 各国は、沿岸資源の利用の可能性を決定するために、また、当該資源へのアクセスを管理するために、持続可能な開発に反しない範囲で、沿岸漁村社会の権利及びその慣習を考慮にいれ、適宜、制度的・法的枠組みを開発する。

10. 1. 4 各国は、漁業資源の利用者間及びその他の沿岸域の利用者との間の紛争を避ける漁業方法の採用を促進すべきである。

10. 1. 5 各国は、適切な行政レベルで、漁業部門内部及び漁業資源利用者と沿岸域のその他の利用者間で起こる紛争の鎮静化のための手続き及びメカニズ

ムを促進すべきである。

10. 2 政策手段

10. 2. 1 各国は、沿岸資源の保護及び管理の必要性並びに影響を被る人々による管理過程への参加の必要性について一般の認識の形成促進をすべきである。

10. 2. 2 沿岸資源の配分及び利用についての意志決定を支援するため、各国は、経済的、社会的及び文化的要因を考慮にいれ、当該資源の評価を促進すべきである。

10. 2. 3 沿岸域の管理のための政策設定に際して、各国は、内在する危険と不確定要素に適切な考慮を払わねばならない。

10. 2. 4 各国は、その能力に応じて、物理的、科学的、生物学的、経済学的及び社会的パラメーターを用いて、沿岸管理の過程の一部として、沿岸環境のモニターのためのシステムを促進し、または設立すべきである。

10. 2. 5 各国は、特に、その環境的、生物学的、経済学的、社会的、法的及び制度的側面について、沿岸域管理支援のための多面的研究を促進すべきである。

10. 3 地域協力

10. 3. 1 各国は、近隣の沿岸地域とともに協力し、沿岸資源の持続的利用及び環境の保全を促進しなければならない。

10. 3. 2 沿岸地域において、境界を越えて有害な影響を及ぼし得る活動については、各国は：

a) 時宜にあった情報を提供し、可能な場合には、影響を被る可能性のある国に事前に周知すべきである；

b) それらの国と可及的速やかに相談する。

10. 3. 3 各国は、沿岸域管理を改善するために、小地域的、地域的レベルで協力すべきである。

10. 4 実施

10. 4. 1 各国は、沿岸域の計画、発展、保全及び管理について、関連する国内当局間の協力・調整のためのメカニズムを設定すべきである。

10. 4. 2 各国は、沿岸管理における漁業分野を代表する当局が適当な技術的能力及び財政を有することを確保すべきである。

第11条 漁獲後の処理及び貿易

11. 1 責任ある魚類利用

11. 1. 1 各国は、安全で、健全、かつ、純粋な水産物を入手する消費者の権利を確保する適切な措置を採用すべきである。

11. 1. 2 各国は、消費者の健康を守り、商業的不正手段を排除するために、効果的な自国の安全・品質保障システムを設定し維持すべきである。

11. 1. 3 各国は、安全及び品質保障のための最低基準を設定し、これらの基準が業界を通じて効果的に適用されることを確保すべきである。各国は、FAO/WHO栄養規範委員会及びその他の機関または取極に従って合意された品質基準の採用を促進すべきである。

11. 1. 4 各国は、適切に、国内衛生基準と証明プログラムの調和、または相互理解、またはその双方を達成すべく協力し、相互理解に基づく管理証明機関の設立の可能性を探求すべきである。

11. 1. 5 各国は、漁業資源の持続的開発及び利用のための国内政策を立案する際に、漁獲物処理加工部門の経済的、かつ、社会的役割に十分留意すべきである。

11. 1. 6 各国及び関連する国際機関は、漁業技術及び品質保障の研究に資金を提供し、漁獲物の処理改善のためのプロジェクトを支援し、その際、当該プロジェクトの経済的、社会的、環境的及び栄養的影響を考慮すべきである。

11. 1. 7 各国は、異なる生産方法の存在に留意し、協力を通じ、また、適切な技術の開発移転の促進により、加工、輸送及び貯蔵方法が環境的に健全であることを確保すべきである。

11. 1. 8 各国は、水産物加工、配達及び流通の関係者が以下のとおり行動することを推奨すべきである：

a) 漁獲後の損失及び無駄の削減；

b) 責任ある漁業管理の実施に沿った混獲物の利用の改善；及び

c) 天然資源、特に水及びエネルギー、その中でもとりわけ木材の環境的に健全な利用。

11. 1. 9 各国は、水産物の人類の消費のための利用を奨励し、適当な場合には常に、水産物の消費の促進を促進すべきである。

11. 1. 10 各国は、発展途上国による付加価値を高めた製品の生産を促進すべく協力すべきである。

11. 1. 11 各国は、取り引きされる水産物の起源の同定を改善することにより、水産物の国際的及び国内的取引が、健全な保存・管理措置に合致することを確保すべきである。

11. 1. 12 各国は、市場にいかなる歪をもたらしことなく、関連する法律、規則及び政策を発展させる際に、漁獲後の処理活動の環境に与える影響について考慮すべきである。

11. 2 責任ある国際貿易

11. 2. 1 この規範の規定は、世界貿易機関（WTO）条約で設定されている原則、権利及び義務に合致して解釈され、適用されるべきである。

11. 2. 2 水産物の国際貿易は、漁業の持続的開発及び水生生物資源の責任ある利用を害するべきではない。

11. 2. 3 各国は、水産物の国際貿易に影響を与える措置が透明性のあるものであり、可能な場合、科学的証拠に基づき、かつ、国際的に合意されたルール

に合致したものであることを確保すべきである。

11. 2. 4 人間及び動物の生活と健康、消費者の利益もしくは環境を保護するために各国により採択される水産物貿易上の措置は、差別的であってはならず、また、国際的に合意された貿易ルール、とりわけ「衛生及び植物衛生の措置の適用に関する合意」及び「W T Oの貿易に対する技術上の障害に関する合意」で設定された原則、権利及び義務に従うべきである。

11. 2. 5 各国は、さらに魚類及び魚類製品の貿易を、さらに、自由化し、W T O条約の原則、権利及び義務に従って、関税、割当、非関税障壁のような貿易障害及び歪曲を撤廃すべきである。

11. 2. 6 各国は、消費者の自由な供給者の選択を制限し、又は市場へのアクセスを制限する貿易上の不必要又は隠された障害を、直接にも、また間接的にも創出すべきではない。

11. 2. 7 各国は、市場へのアクセスを、資源へのアクセスの条件とすべきではない。ただし、この原則は、資源へのアクセス、貿易と市場へのアクセス、技術移転、科学調査、訓練及び他の関連要素に言及した規定を含む各国間の漁業協定を締結する可能性を排除するものではない。

11. 2. 8 各国は、市場へのアクセスを、特定技術の購入又は他の製品の販売と結びつけるべきではない。

11. 2. 9 各国は、絶滅の危機にある種の貿易を規律する関連する国際合意を遵守するために協力すべきである。

11. 2. 10 各国は、生きた標本の貿易について、それが輸入国又は輸出国の環境に害を及ぼす危険がある場合には、その貿易に関する国際合意を進展させるべきである。

11. 2. 11 各国は、水産物の貿易及び水生生物資源の保存に関する国際的な基準を支持し、効果的に実施することを促進するために協力すべきである。

11. 2. 12 各国は、貿易上又は投資上の利益を確保することを目的として、水生生物資源の保存措置を害するべきではない。

11. 2. 13 各国は、W T O条約の原則、権利及び義務に従って、水産物の貿易に関する、国際的に許容されるルール又は基準を進展させるために協力すべきである。

11. 2. 14 各国は、多数国間で合意された資源保存措置を支持するとともに、衡平、かつ、無差別な水産物の貿易を確保するために相互に協力し、また関連する地域的な組織及びWTOのような多数国間の組織に積極的に参加すべきである。

11. 2. 15 各国、援助機関、多数国間の開発銀行及び関連する国際機関は、国際的な水産物貿易と輸出生産の振興に関する政策及び慣行が、環境劣化、あるいは健康、福利のために水産物が重要である人々や他の代替食品が利用できない人々の栄養上の権利、並びに必要性に悪影響を与えることにならないことを確保すべきである。

1 1. 3 水産物貿易に関する法及び規則

11. 3. 1 水産物の国際貿易に適用される法律、規則及び行政手続きは、透明性のあるものであり、できる限り簡潔であり、また、既括的であり、かつ、適切な場合、科学的証拠に基づくべきである。

11. 3. 2 各国は、自国の法律に従って、水産物の貿易に関する法律及び規則の設定と実施に当たって、水産業界、環境グループ、消費者グループとの適切な協議及びこれらの参加を促進すべきである。

11. 3. 3 各国は、その効果を減ずることなく、水産物の貿易に適用される法律、規則及び行政手続きを簡潔なものとするべきである。

11. 3. 4 一国が、他国との水産物の貿易に影響を与える法律上の要求に関して変更を行おうとする場合、影響を受ける国及び生産者に対し、適当な場合に、その過程、手続き面で必要な変更を導入することができるように十分な情報及び時間が与えられるべきである。その義務を一時的に免除すべきとの開発途上国からの要請に対して、妥当な配慮が払われるべきである。

11. 3. 5 各国は、水産物の国際貿易に適用される法律及び規則に関し、これを創設した条件が継続しているか否かを決定すべく、定期的に評価を行うべきである。

11. 3. 6 各国は、水産物の国際貿易に適用される基準を、国際的に認められた規定に従って、できる限り調整させるべきである。

11. 3. 7 各国は、関係する自国の組織及び国際機関を通じ、水産物の国際

貿易に関するタイムリー、正確、かつ、適切な統計情報を収集し、公報し、また、交換すべきである。

11. 3. 8 各国は、関係国、WTO及び他の国際機関に対し、水産物の国際貿易に適用される法律、規則及び行政手続きの進展及び変更状況を通報すべきである。

第12条 水産研究

12. 1 各国は、責任ある漁業においては、漁業管理者及びその他の関心を有する団体の意志決定を支援するために、健全な科学的根拠の利用が必要とされていることを認識すべきである。そのため、各国は、生物学、生態学、工学、環境科学、経済学、社会科学、養殖学及び栄養科学を含む全ての局面に関し、適切な研究が実施されることを確保すべきである。各国は、発展途上国の特別な必要性を考慮に入れ、研究施設の利用可能性を確保し、研究実施のための適切なトレーニング、人材配置及び施設を供給すべきである。

12. 2 各国は、必要とされる研究及びその適切な利用を決定するための適切な制度的枠組みを設立すべきである。

12. 3 各国は、科学的に最良の証拠が漁業資源の保存、管理及び開発への貢献として利用されることを確保すべく、研究により得られたデータが分析され、適切に機密性を保ちつつ、そのような分析の結果が出版され、時宜を失すること無く、理解し易い形態で配布されることを確保すべきである。十分な科学的情報が存在しない場合には、適切な調査が開始されるべきである。

12. 4 各国は、混獲、投棄及び無駄についてのデータを含む、漁業及び生態系の現状の評価に必要な正確かつ信頼できるデータを収集すべきである。適当な場合には、これらのデータを、適当なタイミング、かつ、取りまとめの程度において、関連する国、小地域的、地域的及び地球規模の漁業機関に供給することを確保すべきである。

12. 5 各国は、漁獲圧力、汚染または生息地の改変により生じる生態系の変化による影響を含め、自国管轄下にある資源の状態をモニターし、評価することが可能な状況であるべきである。各国は、漁業資源及び水圏生態への気候または環境変化の評価に必要な研究能力も確立すべきである。

12. 6 各国は、認められた科学的基準に合致するよう、自国の研究能力を支援、強化すべきである。

12. 7 各国は、適切な場合、関連する国際機関と協力し、漁業資源の最適利用を確保するための研究を奨励し、水産物の食用利用に関連する国内政策をサポートするために必要な研究を奨励すべきである。

12. 8 各国は、水圏資源からの食料供給及びその環境を研究、モニターし、消費者に対し健康に有害な影響を及ぼさないことを確保すべきである。これらの研究の結果は公にされるべきである。

12. 9 各国は、漁業の経済的、社会的、市場及び制度に関する局面が十分に研究され、現行のモニター、評価及び政策策定のために、比較可能なデータが作成されることを確保すべきである。

12. 10 各国は、管理の意志決定の一助として、また、非利用漁獲の最少化並びに生態系の生物的多様性及び水圏生息地の保護を図るため、漁具の選択性についての研究を遂行すべきである。

12. 11 各国は、新種の漁具の商業レベルでの導入前に、それらが使用される生態系及び漁業への影響についての科学的評価の実施を確保すべきである。

12. 12 各国は、伝統的な漁業知識及び技術について、特に小規模漁業に適用されるものについて、それらの持続的な資源の保存、管理及び開発への適用性を評価するために、調査し、記録として残すべきである。

12. 13 各国は、管理目的、管理基準値 (reference points) 及び実施基準 (performance criteria) の設定の基礎として、並びに適用された研究が漁業管理と十分な関連性を有することを確保するために、研究結果の利用を促進すべきである。

12. 14 他国の管轄下の水域で科学的調査活動を行っている各国は、自国の船舶が当該国の法律及び規制並びに国際法を遵守することを確保すべきである。

12. 15 各国は、公海上で実施される水産研究を所掌する統一的なガイドラインの採択を促進すべきである。

12. 16 各国は、適当な場合には、地域的または小地域的レベルでの研究を促進するために、特に統一的なガイドラインの採択を含む機構の設立を支持し、他の地域とのそれらの研究結果の共有を奨励すべきである。

12. 17 各国は、直接あるいは適切な国際機関の支援を得て、境界を越えて移動する水圏生物資源の生物、環境及び資源の状況についての理解を改善する技術あるいは研究に関する協力的なプログラムを発展させるべきである。

12. 18 各国及び関連する国際機関は、発展途上国が水圏生物資源の保存、管理及び持続的利用に効果的に参加するために、特に、データ収集及び解析、情報、科学及び技術、人的資源開発並びに研究施設の提供の分野における、発展途上国の調査能力を推進し、かつ、拡充すべきである。

12. 19 権能を有する国際機関は、適当な場合には、過去に非利用あるいはほとんど利用されていなかった資源の評価を目的とする調査研究に各国が従事する際に、その求めにより、技術的及び資金的支援を実施すべきである。

12. 20 関連する技術的及び資金的国際機関は、求めにより、発展途上国、特に、最貧国及び小島嶼国に特別の考慮を払いつつ、各国の調査努力を支援すべきである。

